

杉戸町建設工事総合評価方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2(令第167条の12第4項及び令167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みした者を落札者とする方式(以下「総合評価方式」という。)による入札の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式による入札を行う建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号のいずれかに該当する工事とし、杉戸町建設工事等請負業者指名委員会(以下「指名委員会」という。)が選定するものとする。

(1)類似工事の経験や工事成績等に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格を総合評価することにより、価格と品質が総合的に優れた内容の契約が締結できると見込まれる工事

(2)前号で求める技術資料に加え、町が指定した課題に関する事項を記述した技術資料又は施工管理の適切性等に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格を総合評価することにより、価格と品質が総合的に優れた内容の契約が締結できると見込まれる工事

(3)第1号で求める技術資料に加え、施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等についての技術提案に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格を総合評価することにより、価格と品質が総合的に優れた内容の契約が締結できると見込まれる工事

(総合評価の方法)

第3条 総合評価方式の実施に当たっては、対象工事の目的及び内容等を勘案し、落札者を決定するための入札の評価に関する基準(評価項目、評価基準、得点配分及び評価値の算出方法等を定めたもの(以下「落札者決定基準」という。))を設定するものとする。

2 総合評価の方法は、基礎点と入札参加者が提出した技術資料に基づき算出した評価点(各評価項目の評価に応じて与えられる得点の合計。以下「加算点」という。)との合計点(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

技術評価点 = 基礎点 (1 0 0 点) + 加算点

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格

3 技術資料を期限までに提出しない入札参加者及び技術資料として必要な項目の記載がないと認められる入札参加者は、これを失格とする。

4 落札者決定基準の設定に当たっては、あらかじめ杉戸町建設工事等指名業者資格審査会（以下「資格審査会」という。）又は指名委員会において審査するものとする。

（学識経験を有する者の意見聴取）

第4条 前条第1項で定めた落札者決定基準について、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者から意見聴取を行うものとする。

3 第1項の意見聴取は、当分の間、埼玉県総合評価審査委員会設置要綱（平成18年2月1日施行）第6条の規定に基づき設置される「埼玉県総合評価審査小委員会（東部ブロック）」に諮るものとする。

（入札説明書による周知）

第5条 総合評価方式による入札を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した入札説明書により、あらかじめ入札参加者に周知しなければならない。

- （1）総合評価方式の適用の旨
- （2）提出を求める技術資料及び提出期限
- （3）入札の評価に関する基準
- （4）総合評価の方法
- （5）落札者の決定方法
- （6）評価内容の担保
- （7）前各号に掲げるもののほか総合評価の実施に関し必要と認める事項

（技術資料の審査）

第6条 入札参加者から提出された技術資料は、落札者決定基準を審査した資格審査会または指名委員会の審査に付すものとし、その審査結果に基づき技術評価点を算定するものとする。ただし、第2条第1号に該当する工事であって、かつ、落札

者決定基準を審査した際に審査の必要がないと認めた工事については、これを省略することができるものとする。

2 前項の審査に当たり、技術的能力の評価等のために必要があると認めるときは、入札参加者に対しヒアリングを実施することができるものとする。

(落札者の決定)

第7条 総合評価方式による入札において落札者を決定しようとするときは、次に掲げる要件のすべてを満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、第4条第2項に該当する場合には、学識経験者から意見聴取し落札者を決定するものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。

(2) 入札公告等(入札説明書を含む。)に定める最低限の技術的要求要件をすべて満たしていること。

(3) 落札者決定基準に定める失格要件に該当しないこと。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(入札結果の公表)

第8条 前条の規定により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 入札参加者

(2) 入札参加者の入札価格、技術評価点及び評価値

(技術資料の内容を満たすことができなかつた場合の対応等)

第9条 落札者は、提出した技術資料の内容を満たすことができなかつた場合には、再度施工をしなければならない。ただし、再度施工することが困難であり又は合理的でないと認められる場合は、違約金として契約金額の5%を徴収するとともに工事成績評価の減点を行うものとする。

2 入札参加者の技術資料等に虚偽記載その他明らかに悪質な行為があつたと認められる場合は、契約の解除及び指名停止措置等を行うことができるものとする。

(技術資料の取扱い)

第10条 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

2 入札参加者から提出された技術資料は、返却及び公表は行わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。